

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

(令和6年12月1日)

この重要事項説明書は、利用者が、定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービスを受けるに際し、

予め利用者やその家族に対し、当事業所の概要や訪問介護従事者などの勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に必要と認められる重要な事項を提示するものです。

尚、課税対象となるものは税法に則り利用者様に御負担いただきます。

1 ご相談窓口

電話番号	045-507-5256
担当者	高橋 義博

2 事業所の概要

(1) 事業法人

法人名	株式会社千雅
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル 30階 3005号 (電話・ファックス番号) 03-6454-0945 ・ 03-6454-0946
代表者名	代表取締役 田中 悠雅
電話番号	03(6454)0945
実施サービス	定期巡回・随时対応型訪問介護看護、訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等

(2) 当事業所

事業所名称	訪問介護看護事業所けやき
介護保険指定事業所番号	横浜市指定 1493300634
事業所所在地	横浜市緑区上山二丁目35番1号
連絡先	045-507-5256
事業所の通常の事業の実施地域	緑区、青葉区、港北区

(3) 当事業所の職員体制

職	職務内容	人員数

管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤1名
計画作成責任者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行います。	1名以上
オペレーター	1 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 2 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 3 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 4 事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整を行います。 5 訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。	4名以上
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	5名以上
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	8名以上
訪問看護サービスを行う看護師等	主治医の指示によりその者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	看護師等 5名以上

(4) 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

3 サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	<p>1 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。</p> <p>2 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。</p> <p>3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。</p> <p>4 利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。</p> <p>5 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。</p>
---------------------	---

4 利用料金

(1)利用料金単価

(2)利用料金

(1)(2)に関しては、別紙料金表を参照してください。

【訪問看護サービスを行う場合】

居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合は、所定単位数の 100 分の 98 に相当する単位数を算定します。また、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数の 100 分の 98 を乗じて得た単位数を算定します。

【通所サービス利用時の調整(1日につき)】

通所介護、通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。

【訪問看護サービスを行う場合】

要介護度	基本単位
要介護1	91
要介護2	141
要介護3	216
要介護4	266
要介護5	322

【訪問看護サービスを行わない場合】

要介護度	基本単位
要介護 1	62
要介護 2	111
要介護 3	184
要介護 4	233
要介護 5	281

※「利用料」と「負担額」は、減算する単位数の相当金額であり実際の金額とは異なる場合があります

※月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
交通費	徴収しません。

(4) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてに郵送でお届けします。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※その他の費用について利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付します。

5 サービスの中止

利用者は、利用者の都合により介護サービスを受けられなくなった場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、下記まで御連絡ください。

連絡先(電話) : 045-507-5256

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 高橋 義博
虐待防止に関する担当者	介護員 矢野 恒一

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
---------------	--

9 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医他への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	損保ジャパン
保険名	ウォームハート
補償の概要	賠償保険

11 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

14 サービス提供に関する相談、要望、苦情について

訪問介護サービスに関する相談、要望、苦情などは、下記窓口までご連絡ください。

連絡先 (電話)045-507-5256 (FAX)045-929-5351

弊事業所以外に、市町村及び神奈川県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

・神奈川県国民健康保険団体連合会

苦情相談課 電話 045-329-3447

・横浜市 はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター)

電話 045-263-8084 FAX 045-550-3615

・緑区高齢障害支援課 電話 045-930-2315 FAX 045-930-2310

・青葉区高齢障害支援課 電話 045-978-2479 FAX 045-978-2427

・港北区高齢障害支援課 電話 045-540-2325 FAX 045-540-2396

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
-------	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年　月　日
---------------	-------

事業者	所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル30階3005号
	法 人 名	株式会社千雅
	代 表 者 名	代表取締役 田中 悠雅
	事 業 所 名	訪問介護看護事業所けやき
	説 明 者 氏 名	高橋 義博

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代筆者氏名

続柄

代理人	住 所	
	氏 名	